

KDDI提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの 簡素化等に関する意見

平成17年7月28日
KDDI株式会社

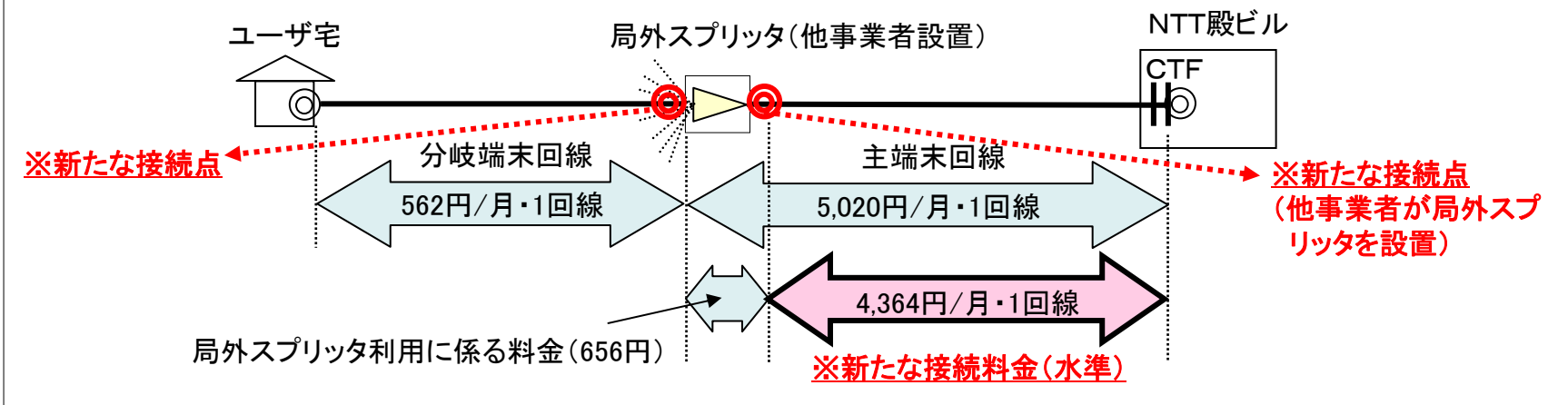
1. 接続箇所の追加と約款変更の必要性

接続事業者が光引込線の自前敷設を行うにあたり、以下2点について整理する必要があると考えます。

- ①接続事業者が現行シェアアクセスにおける局外スプリッタの前^(※)・後で接続を行うことができるよう、接続約款を変更すること(新たな接続点の規定)。
※接続事業者が局外スプリッタを設置する形態。
- ②接続事業者が自ら局外スプリッタを用意して現行シェアアクセスの主端末回線と接続する場合、NTT東西殿提供区間の接続料金は、シェアアクセスの主端末回線から局外スプリッタ利用に係る料金を除いた額が新たに適用されること。

なお、トライアル実施については、暫定的に第33条10項に基づく協定締結により進めることも可能と考えますが、上記2点については本検討会において認識を合わせておきたいと考えます。

＜現行シェアアクセスに基づいた接続料金の考え方(NTT東日本殿の場合)＞



2. 本検討会およびトライアルの目的

以下のとおり本検討会およびトライアルの目的を明確にすべきと考えます。また、以下の目的に照らして、本検討会を開催し、2ヵ月毎の検証が行われるものと認識しております。

「接続事業者が、NTT東西殿が光引込線を敷設する場合と同等に光引込線を敷設できるようになること」

⇒上記について、本検討会における集約事項に反映をお願いいたします。

論点1 添架ポイント

電柱への直接添架について

第5回検討会でNTT東西殿資料P2に示された「新たに開放する6.1mポイントを含む一般添架ポイント(突き出し金物の設置により提供するポイントを含む)への単独添架」の記述について、“新たに開放される6.1mポイント”や“引込用L字金具が設置されているポジション”におきましては、弊社がこれまでに示した工法であれば、電柱(原則として道路側)への直接添架(突き出し金物を設置しない添架)が可能であることが合意されていると認識しております。本合意内容につきまして、相違ないことをご確認願います。

また、電力柱におきましても同様にご確認願います。

⇒上記について、本検討会における集約事項に反映をお願いいたします。

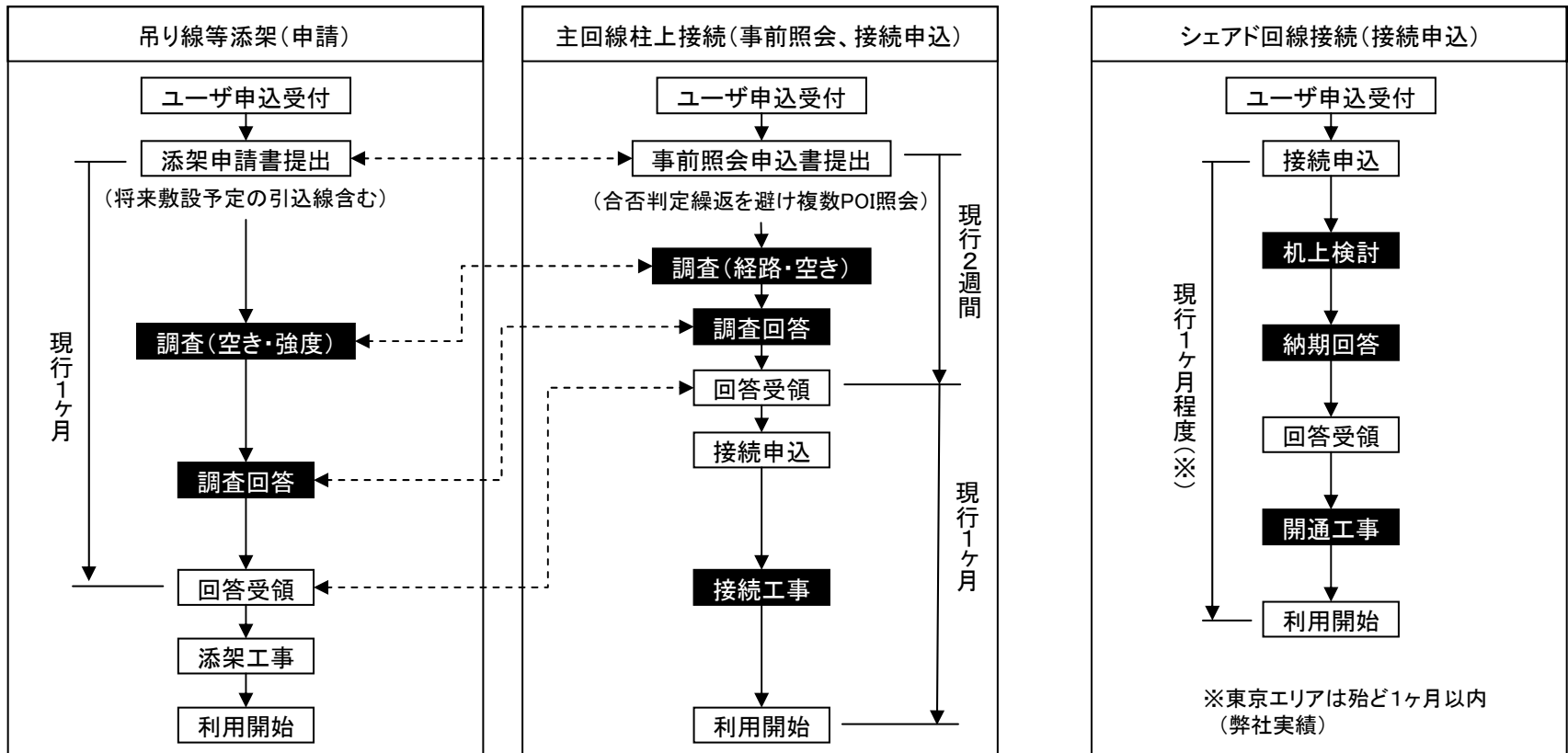
論点2 電柱添架申請等の同等性

1. 電柱添架申請とAOクロージャ接続の手続きについて

電柱添架申請と柱上接続手続き(事前照会、接続申込)は、現状それぞれ異なる事務処理を行うものと認識しています。今後、Bフレッツとの同等性確保を目的として電柱添架手続きの簡素化を進める方法として、事務処理の並行実施が考えられますが、具体的な事務処理の順序および申請・手続き情報の連携・省略の方法等に関して、ご提示願います。

弊社は、添架手続きおよびその期間の中で、AOクロージャとの接続も実施していただくことを要望します。

・現行の申請・手続き（白抜き部分は電柱所有者側の処理をイメージ）



2. 引込線添架の通知条件について

第3回検討会のNTT東西殿資料P10に示された「当社において通知により敷設が可能となっている光引込線（単芯のものに限ります）につきましては、予め将来敷設予定の強度確認をしておくことにより、敷設の都度は通知により施工が行えるよう、簡素化を図っていく」に関して、将来敷設予定として申請した条数や強度（質量・外径）等を総じて上回るものでなければ、2～8芯程度の少芯の光引込線も、敷設の都度は「通知」によるご対応を要望します。

上記対応においても電柱に与える影響は変わりなく、また、お客様要望や柔軟な添架が可能になるものと考えております。

論点4 道路占用関連

今後他事業者が新規に光引込線を敷設するに当たり、NTT東西殿と同等期間で敷設できる環境にあるか検証を行います。その際、“道路占用許可申請の手続き”に係る期間も注視すべき点と考えております。

道路管理者毎で対応は区々である点は承知しましたが、第5回検討会でNTT東西殿からご発言がありました“手続きが省略されているケース”について、その前提となる条件を例示願います。(既存メタル線敷設区間、引込距離が短い、等)

電柱情報の開示について

- ① 第5回検討会のNTT東西殿資料P6に示された「電柱添架申請書の記入上必要になる情報」に関して、電柱番号や位置特定等の情報有無や開示方法等その詳細を、サンプルを使ってご回答願います。
- ② また「有償(ビジネスベース)にて提供」に関して、具体的な料金形態イメージ(提供単位、提供単位当たりの提供料金等)をご提示願います。
- ③ 第5回検討会の弊社資料P8にも記載しましたように、事前に開示頂く情報には、電柱情報以外にも、NTT東西殿の主端末回線と接続事業者の光引込線を接続するためのポイントが必要と思われ、NTT東西殿と接続可能な“全てのポイント”の情報を、電柱情報の開示スキーム内あるいはそれ以外の開示スキームでご提供頂くことをご検討願います。ここで、ポイントを規定する情報として、電柱番号および電柱所有者に関する情報が必須と考えております。